

令和3年12月10日

「いちかわフードバンク」の決まり 6か条

1. フードロスの軽減と生活困窮者等の支援を目的とする。
2. 支給対象は、生活困窮世帯やその支援活動団体及び福祉施設等とする。
3. 受け入れる食品は、賞味期限前のものとし、期限内に食品支給を行う。
4. 受け入れた食品は、適切に保管する。
5. 食品提供者の善意を大切に、支給対象以外には支給しない。
6. 実施団体同士は、互いの情報を共有する。

「いちかわフードバンク」実施団体（2団体）

- ①社会福祉法人市川市社会福祉協議会
会 長 小 島 武 久



- ②特定非営利活動法人フリースタイル市川
代表理事 野 口 淳

